第八部　非締約国

第二十三条　この協定の非締約国

1　締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となること並びにこの協定に合致するように法令を制定し、及び措置をとることを奨励する。

2　締約国は、非締約国によるこの協定の効果的な実施を損なう活動を抑止するため、この協定及び他の適用のある国際法に合致する公正で差別的でない、かつ、透明性のある措置をとる。

第九部　監視、検討及び評価

第二十四条　監視、検討及び評価

1　締約国は、FAO及びその関連機関の枠組みにおいて、この協定の実施に関する定期的及び組織的な監視及び検討を行うこと並びにこの協定の目的の達成に向けた進捗の評価を行うことを確保する。

2　FAOは、この協定の効力発生の四年後に、この協定の目的を達成するに当たり、この協定の実効性について検討し、及び評価するための締約国の会合を招集する。締約国は、必要に応じて、そのような会合を更に開催することを決定する。

第十部　最終規定

第二十五条　署名

この協定は、二千九年十一月二十二日から二千十年十一月二十一日まで、FAOにおいて、全ての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第二十六条　批准、受諾又は承認

1　この協定は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

2　批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

第二十七条　加入

1　この協定は、この協定が署名のために開放される期間の後は、国又は地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。

2　加入書は、寄託者に寄託する。

第二十八条　地域的な経済統合のための機関による参加

1　条約の附属書Ⅸ第一条に規定する国際機関である地域的な経済統合のための機関がこの協定によって規律される全ての事項について権限を有しない場合には、同附属書の規定は、同附属書の次の規定を除き、当該地域的な経済統合のための機関のこの協定への参加について準用する。

(a)　第二条前段

(b)　第三条1

2　条約の附属書Ⅸ第一条に規定する国際機関である地域的な経済統合のための機関がこの協定によって規律される全ての事項について権限を有する場合には、次の(a)から(c)までの規定は、当該地域的な経済統合のための機関のこの協定への参加について適用する。

(a)　当該地域的な経済統合のための機関は、署名又は加入の時に、次のことを明示する宣言を行う。

(i)　当該地域的な経済統合のための機関がこの協定によって規律される全ての事項について権限を有すること。

(ii)　(i)の理由により、当該地域的な経済統合のための機関の構成国が締約国とならないこと。ただし、当該地域的な経済統合のための機関が責任を有しない当該地域的な経済統合のための機関の構成国の領域に関しては、この限りでない。

(iii)　当該地域的な経済統合のための機関がこの協定に基づく国の権利及び義務を受け入れること。

(b)　当該地域的な経済統合のための機関の参加は、いかなる場合にも、当該地域的な経済統合のための機関の構成国に対しこの協定に基づく権利を与えるものではない。

(c)　この協定に基づく当該地域的な経済統合のための機関の義務と当該地域的な経済統合のための機関を設立する協定又はこれに関連する行為に基づく当該地域的な経済統合のための機関の義務とが抵触する場合には、この協定に基づく義務が優先する。

第二十九条　効力発生

1　この協定は、第二十六条又は第二十七条の規定により、二十五番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託者に寄託された日の後三十日で効力を生ずる。

2　この協定の効力発生の後にこれを批准し、受諾し、又は承認する署名国については、この協定は、その批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後三十日で効力を生ずる。

3　この協定の効力発生の後にこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この協定は、その加入書の寄託の日の後三十日で効力を生ずる。

4　この条の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第三十条　留保及び除外

この協定については、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

第三十一条　宣言及び声明

前条の規定は、国又は地域的な経済統合のための機関が、この協定の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の際に、特にその法令をこの協定に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行った国又は地域的な経済統合のための機関についてこの協定を適用するに当たり、この協定の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第三十二条　暫定的な適用

1　この協定は、寄託者に対する書面による通告により暫定的な適用に同意した国又は地域的な経済統合のための機関によって暫定的に適用される。当該暫定的な適用は、当該通告の受領の日から有効となる。

2　国又は地域的な経済統合のための機関による暫定的な適用は、この協定が当該国若しくは地域的な経済統合のための機関について効力を生ずる時又は当該国若しくは地域的な経済統合のための機関が暫定的な適用を終了させる意思を寄託者に対して書面により通告した時に終了する。

第三十三条　改正

1　締約国は、この協定の効力発生の日から二年の期間が満了した後は、この協定の改正を提案することができる。

2　この協定の改正案は、当該改正案を審議する締約国の会合の招集を求める要請とともに、書面による通報により寄託者に送付される。寄託者は、当該通報及び締約国から受領した当該要請に対する全ての回答を全ての締約国に配布する。寄託者は、その配布の日から六箇月以内に締約国の二分の一が当該要請に異議を申し立てない場合には、当該改正案を審議するため、締約国の会合を招集する。

3　この協定の改正は、次条の規定に従うことを条件として、当該改正の採択が提案される会合に出席する締約国がコンセンサス方式によってのみ採択する。

4　締約国の会合において採択される改正は、次条の規定に従うことを条件として、当該改正が採択された日の締約国の数に基づき、この協定の締約国の三分の二が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日に、当該改正を批准し、受諾し、又は承認した締約国の間で効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日に、当該他の締約国について効力を生ずる。

5　この条の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第三十四条　附属書

1　附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、附属書を含めていうものとする。

2　この協定の附属書の改正については、附属書の改正案を審議する会合に出席する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択することができる。もっとも、附属書のいかなる改正案についても、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。附属書の改正は、この協定に組み込まれるものとし、その受諾を表明した締約国については、当該改正が採択された日の締約国の数に基づき、寄託者がこの協定の三分の一の締約国から受諾の通告を受領する日から効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の締約国につき、寄託者が当該他の締約国による受諾の通告を受領した時に効力を生ずる。